

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>(令和4年12月27日改正)</u></p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症予防対策チェックの視点</p> <p>【チェック項目】</p> <p>1. 来店者の感染症予防</p> <p>◆入店時</p> <p><input type="checkbox"/>入店をする者が密にならないよう整理・誘導</p> <p><input type="checkbox"/>入店をする者に対するマスク着用の周知</p> <p><input type="checkbox"/>店内入口に消毒設備を設置し、入店時に従業員が来店者に手指消毒を呼び掛けている</p> <p><input type="checkbox"/>発熱、咳等の症状がある者、正当な理由がなくマスクの着用その他感染防止措置を実施しない者の入店の禁止</p> <p>◆アクリル板の設置又は座席間隔の確保</p> <p><input type="checkbox"/>アクリル板等（パーティション）が適切に設置されている</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置</p> <p style="padding-left: 20px;">※ アクリル板等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安</p> <p><input type="checkbox"/>座席間隔（1m以上）が確保されている</p> <p><u>※いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している知人等の少人数の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く</u></p> <p>◆マスク推奨</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用を推奨している</p> <p><u>※病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>(令和3年5月14日改正)</u></p> <p style="text-align: center;">新型コロナウイルス感染症予防対策チェックの視点</p> <p>【チェック項目】</p> <p>1. 来店者の感染症予防</p> <p>◆入店時</p> <p><input type="checkbox"/>入店をする者が密にならないよう整理・誘導</p> <p><input type="checkbox"/>入店をする者に対するマスク着用の周知</p> <p><input type="checkbox"/>店内入口に消毒設備を設置し、入店時に従業員が来店者に手指消毒を呼び掛けている</p> <p><input type="checkbox"/>発熱、咳等の症状がある者、正当な理由がなくマスクの着用その他感染防止措置を実施しない者の入店の禁止</p> <p>◆アクリル板の設置又は座席間隔の確保</p> <p><input type="checkbox"/>アクリル板等（パーティション）が適切に設置されている</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置</p> <p style="padding-left: 20px;">※ アクリル板等の高さは、目を覆う程度の高さ以上を目安</p> <p><input type="checkbox"/>座席間隔（1m以上）が確保されている</p> <p>◆マスク推奨</p> <p><input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用を推奨している</p>

2. 従業員の感染症予防

従業員にマスク着用を徹底させている

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

◆換気の徹底

建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で維持管理権原者の場合に
基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている

上記以外の場合、以下のいずれか

換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保

30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）などして十分な換気を行っている

（参考）二酸化炭素濃度測定器（1,000ppm以下目安）を設置している

4. 安心宣言に関すること

『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示している

埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコードを店頭に掲示している

上記以外の業種別ガイドラインの各項目を遵守している

2. 従業員の感染症予防

従業員にマスク着用を徹底させている

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

◆換気の徹底

建築物衛生法（ビル管理法）の対象施設で維持管理権原者の場合に
基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている

上記以外の場合、以下のいずれか

換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m³）を確保

30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開する（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）などして十分な換気を行っている

（参考）二酸化炭素濃度測定器（1,000ppm以下目安）を設置している

4. 安心宣言に関すること

『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』を遵守し、店頭に掲示している

埼玉県LINEコロナお知らせシステムのQRコードを店頭に掲示している

上記以外の業種別ガイドラインの各項目を遵守している